

ハローワークからのお知らせ

○平成30年度以降のキャリアアップ助成金について～拡充などの主な変更(予定)のご案内～
1.正社員コース 2.人材育成コース 3.賃金規定等共通化コース 4.諸手当制度共通化コース
※本リーフレットの内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用される予定です。



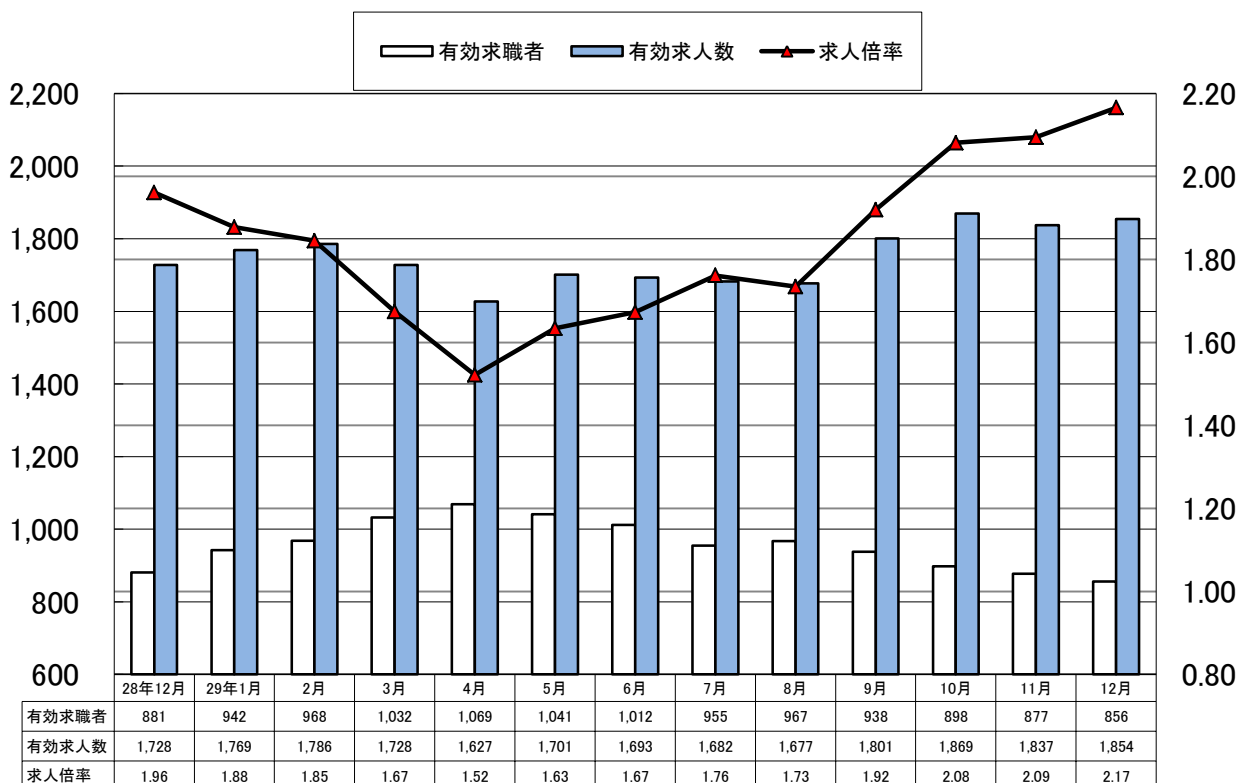
労働市場の動き(12月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



- ◆12月の有効求人倍率は2.17倍
- ◆月間有効求人数は1,854人、月間有効求職者数は856人

- ・新規求人数は725人と、前月に比べ23.7%増加し、対前年同月比では1.9%減少しました。
- ・新規求人の主な産業別では対前年同月に比べて増加した業種は、宿泊業・飲食サービス業113.6%、建設業21.9%、医療・福祉2.6%、製造業0.5%で、減少したのは卸売・小売業42.2%、生活関連サービス業・娯楽業12.5%、運輸業9.9%、サービス業3.2%でした。
- ・新規求職申込件数は188人と、前月に比べ23.3%減少し、対前年同月比でも13.8%減少しました。
- ・このため、12月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,854人に対し、月間有効求職者856人で、有効求人倍率は、2.17倍でした。



平成30年度以降のキャリアアップ助成金について ～ 拡充などの主な変更（予定）のご案内 ～

※ 本リーフレットの内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用される予定です。

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度**です。
そのうち4つのコースについて、拡充や整理統合などの内容変更を行う予定です。

1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

拡充

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数

15人



20人

支給要件の追加

追加要件
(1)

正規雇用等へ転換した際、**転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金（※）を比較して、5%以上増額していること**

※賞与（就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。）や諸手当（通勤手当、時間外労働手当（固定残業代を含む）、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く）を含む賃金の総額。
※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

例

正社員転換

転換前6ヶ月賃金の合計**120万円**
(20万円×6ヶ月)

転換後6ヶ月賃金の合計**146万円**
(21万円×6ヶ月+賞与20万円)

$$\frac{(146万円 - 120万円)}{120万円} \times 100 = 21\% \text{ (少数点以下切り捨て)} > 5\%$$

追加要件
(2)

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限る**こと

※ 本リーフレットに記載の内容は、平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練（※1）または有期実習型訓練（※2）を実施した場合に助成

（※1）OFF-JT （※2）ジョブ・カードを活用したOFF-JT+OJT

整理統合

人材育成コース



人材開発支援助成金 に統合

※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

3. 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成

新規

▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 20,000円 <24,000円>	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

新規

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

① 人数に応じた加算措置 ▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>	対象労働者1人あたり 12,000円 <14,000円>

② 諸手当の数に応じた加算措置 ▶ 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置	中小企業	中小企業以外
	諸手当の数、1つあたり 160,000円 <192,000円>	諸手当の数、1つあたり 120,000円 <144,000円>

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



雇用の動き(12月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	188	▲ 23.3	▲ 13.8
	うち45歳以上	91	▲ 15.0	▲ 8.1
	有効求職者数	856	▲ 2.4	▲ 2.8
	うち45歳以上	455	▲ 2.2	3.6
求人関係	新規求人数	725	23.7	▲ 1.9
	うち常用	681	30.2	▲ 0.3
	有効求人数	1,854	0.9	7.3
	うち常用	1,719	2.1	10.3
紹介関係	紹介件数	210	▲ 23.1	▲ 11.8
	うち常用	178	▲ 27.0	▲ 18.7
就職関係	就職件数	95	2.2	4.4
	うち常用	81	0.0	0.0

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	186	▲ 20.5	▲ 18.8
	資格喪失者数	143	▲ 23.9	▲ 40.9
	月末現在被保険者数	16,977	0.3	1.4

